

第58期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成29年6月26日（月）午前10時

場 所

長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室

〔議案〕

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

議 決 権
行使期限

平成29年6月23日（金）午後5時まで



郵送



インターネット

株式会社 長野銀行

証券コード 8521
平成29年6月9日

株 主 の 皆 さ ま へ

長野県松本市渚2丁目9番38号
株式会社 **長 野 銀 行**
取締役頭取 中 條 功

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成29年6月23日（金曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「議決権行使等についてのご案内」（3頁）および「インターネットによる議決権行使のご案内」（42頁）をご高覧のうえ、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.it-soukai.com/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日時 平成29年6月26日（月曜日）午前10時

2 場所 長野県松本市渚2丁目9番38号

当行本店 2階大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 会議の目的事項

報告事項 1 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5 インターネットによる開示

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第17条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。

以 上

- 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当行役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 今回の株主総会招集ご通知につきましては、その英訳文（狭義の招集通知と参考書類（議案））についても、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

｜ 当行ウェブサイト ｜

<http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時

平成**29**年 **6**月**26**日(月曜日)

午前10時(受付開始：午前9時)

場所

長野銀行 本店

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成**29**年 **6**月**23**日(金曜日) **午後5時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使サイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

平成**29**年 **6**月**23**日(金曜日) **午後5時まで**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保による自己資本の充実を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元にあたっては、安定的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき30円とし、配当総額は270,290,790円といたしたいと存じます。

なお、当行は平成28年10月1日付で10株を1株とする株式併合を行いました。同年12月12日に中間配当金として1株につき2円50銭をお支払いしておりますので、期末配当金を株式併合前の基準により換算すると1株当たり3円となり、これらを合計した年間の配当金は1株につき実質5円50銭となります。

- 3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月27日といたします。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役中條功、岩垂博、清水秋雄、丸山佳成、西澤仁志、内川博文、内川小百合、二木馨三の8氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
1	な か じょう いさお 中 條 功 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 長野相互銀行入行 平成14年6月 当行総務部長 平成15年6月 当行取締役総務部長 平成16年9月 当行取締役審査部長 平成19年6月 当行常務取締役総合企画部長 平成22年6月 当行取締役頭取 現在に至る 〔監査部担当〕	12,400株
	再任 在任年数 14年	■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、平成15年6月より取締役に就任し、平成22年6月より取締役頭取（代表取締役）を務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
2	し みず あき お 清 水 秋 雄 (昭和31年9月26日生)	昭和55年4月 長野相互銀行入行 平成16年6月 当行佐久支店長 平成18年4月 当行コンプライアンス部長兼総務部長 平成19年6月 当行取締役審査部長 平成19年12月 当行取締役長野事務所長兼長野支店長 平成23年4月 当行取締役長野事務所長兼長野法人営業部長 平成24年6月 当行常務取締役融資統括部長 平成26年10月 当行常務取締役営業統括部長 平成28年7月 当行常務取締役長野営業部長 現在に至る	5,100株
	再任 在任年数 10年	■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、幹事店である佐久支店長やコンプライアンス部長兼総務部長等を歴任したほか、平成19年6月より取締役に務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
3	まる やま よし なり 丸 山 佳 成 (昭和33年6月10日生) 再任 在任年数 4年	昭和57年 4 月 長野相互銀行入行 平成16年 6 月 当行芳川支店長 平成18年 4 月 当行佐久支店長 平成20年 4 月 当行融資統括部審査担当部長 平成23年 6 月 当行塩尻支店長 平成25年 6 月 当行取締役本店営業部長 平成27年 6 月 当行常務取締役 平成28年 7 月 当行常務取締役営業統括部長 現在に至る 〔営業統括部担当〕 ■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、幹事店である佐久支店長や融資統括部審査担当部長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役に務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	3,700株
4	にし ざわ ひと し 西 澤 仁 志 (昭和38年3月26日生) 再任 在任年数 2年	昭和60年 4 月 日本興業銀行（現みずほ銀行）入行 平成20年 4 月 みずほ情報総研株式会社経営企画部副部長 平成22年 5 月 同社市場系システム事業部第3部部長 平成23年12月 同社市場系システム事業部第1部部長 平成25年 7 月 みずほ銀行業務監査部次長 平成26年 4 月 当行入行 証券国際部副部長 平成27年 6 月 当行取締役証券国際部長 平成28年 7 月 当行常務取締役証券国際部長 現在に至る 〔証券国際部、事務部担当〕 ■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、みずほ銀行において市場関連、システム関連、監査関連など幅広い分野に亘って業務経験を積んでおり、平成27年6月より当行取締役に務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
5	うち かわ ひろ ふみ 内 川 博 文 (昭和33年1月9日生)	昭和56年 4 月 長野相互銀行入行 平成14年 2 月 当行柳原支店長 平成17年 4 月 当行穂高支店長 平成21年 4 月 当行高宮支店長 平成24年 6 月 当行営業統括部企画担当部長 平成26年 4 月 当行諏訪支店長 平成27年 6 月 当行取締役本店営業部長 現在に至る	1,300株
	再任 在任年数 2年	■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、営業統括部企画担当部長や幹事店である諏訪支店長を歴任したほか、平成27年6月より取締役を務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
6	うち かわ さ ゆり 内 川 小百合 (昭和25年11月7日生)	昭和48年 4 月 丸の内タイピスト学校 入職 昭和51年 4 月 丸の内ビジネス専門学校 (校名変更) 平成 3 年 4 月 同校副校長 平成 8 年 4 月 同校校長 平成24年 4 月 同校校長兼設置者 現在に至る 平成25年 6 月 当行取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者	1,100株
	再任 社外 在任年数 4年	■社外取締役候補者とした理由 同氏につきましては、東京証券取引所および当行独自の独立性判断基準を満たしており、丸の内ビジネス専門学校における長年に亘る経営者、教育者としての高い見識や豊富な経験等は、独立した立場から当行の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
7	ふたつ ぎ けい ぞう 二 木 馨 三 (昭和20年10月30日生) 再任 社外 在任年数 2年	昭和39年 4 月 信濃三鱗株式会社（現サンリン株式会社）入社 昭和61年 7 月 同社取締役 平成 7 年 8 月 同社常務取締役 平成 8 年 8 月 同社代表取締役専務 平成10年 6 月 同社代表取締役社長 平成20年 6 月 同社代表取締役会長 平成24年 6 月 同社相談役 現在に至る 平成27年 6 月 当行取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 サンリン株式会社相談役 ■社外取締役候補者とした理由 同氏につきましては、東京証券取引所および当行独自の独立性判断基準を満たしており、サンリン株式会社における長年に亘る経営者としての高い見識や豊富な経験等は、独立した立場から当行の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	900株
8	こん どう まさ やす 近 藤 正 恭 (昭和33年 9 月12日生) 新任	昭和57年 4 月 長野相互銀行入行 平成13年 6 月 当行松本西支店長 平成15年 6 月 当行小谷支店長 平成16年 9 月 当行安曇支店長 平成17年10月 当行芹田支店長 平成19年 6 月 当行塩尻支店長 平成22年 6 月 当行上田支店長 平成24年 6 月 当行証券国際部長 平成27年 6 月 当行営業統括部企画担当部長 現在に至る ■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、幹事店である塩尻支店長や上田支店長をはじめ多くの営業店の支店長を歴任したほか、現在は営業統括部企画担当部長を務めております。 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者としております。	2,500株

- (注) 1 各候補者と当行との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、候補者内川小百合氏が校長を勤める丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 内川小百合、二木馨三の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当行は、内川小百合、二木馨三の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 4 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外役員の独立性判断基準を定めております（10頁に記載のとおりです。）。内川小百合、二木馨三の両氏は、いずれの基準も満たしており、当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当行は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 5 各候補者の氏名欄に本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役轟速人氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 行 に お け る 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
とどろき はや と 轟 速 人 (昭和34年7月11日生) 再任 社外 在任年数 4年	平成5年4月 公認会計士登録 平成6年3月 税理士登録 平成22年10月 轟税務会計事務所所長 現在に至る 平成25年6月 当行監査役 現在に至る 平成26年6月 日本公認会計士協会東京会長野県会副会長（平成28年6月退任） 〔重要な兼職の状況〕 轟税務会計事務所所長 ■社外監査役候補者とした理由 同氏につきましては、東京証券取引所および当行独自の独立性判断基準を満たし、公認会計士および税理士として専門的知見と財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。 当行取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と判断し、引き続き社外監査役候補者としております。	900株

- (注) 1 候補者轟速人氏および同氏が所長を務める轟税務会計事務所と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2 轟速人氏は、社外監査役候補者であります。
- 3 当行は、轟速人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 4 当行は、社外監査役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自の社外役員の独立性判断基準を定めております（10頁に記載のとおりです。）。轟速人氏は、いずれの基準も満たしており、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 5 候補者の氏名欄に本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

以 上

(ご参考) 独立社外役員に係る独立性判断基準

以下の項目のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判断する。

- (1) 当行またはその子会社の業務執行者（業務執行取締役またはその他の使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当行またはその子会社を主要な取引先とする者、または、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人）である者
- (3) 当行またはその子会社から、役員報酬以外に一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主または重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人
- (5) 当行または当行の子会社の非業務執行取締役または会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- (7) 当行と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 当行が寄付を行っている先またはその出身者
- (9) 当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任している者

以 上

(添付書類)

第58期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、企業収益の底堅さ等から雇用情勢が改善しており、個人消費にも持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米国における新政権の今後の政策動向および金融政策正常化の影響、中国をはじめとするアジア新興国の経済の先行きによっては、国内の景気が下押しされる懸念があるとともに、金融資本市場の変動による影響等についても留意する必要があります。

当行が営業基盤とする長野県経済は、公共投資、住宅投資に持ち直しの動きがみられ、設備投資は緩やかに増加しております。また、個人消費は底堅く推移し、生産も持ち直していることから、雇用・所得環境は着実な改善が続き、緩やかに回復しております。

金融面につきましては、日本銀行による金融緩和が継続するなか、10年物国債利回りは期初から低下傾向で推移し、一時△0.3%程度まで低下したものの、昨年7月に日本銀行が異次元緩和の効果を「総括する」と決定したことを受け急上昇しました。その後は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により△0.1%から0%の範囲で推移し、昨年11月の米国大統領選後は、0%から0.1%の範囲で推移しました。日経平均株価は、上半期は英国の欧州連合（EU）離脱問題を受け、一時15,000円を割る場面があったものの、概ね16,000円台で推移し、下半期においては、米国大統領選後19,000円前後で推移しました。ドル／円相場は、期初は1ドル110円前後で推移しましたが、英国の欧州連合（EU）離脱問題を受け、世界的なリスク回避の動きが強まり円高が進みました。また、米国大統領選後は、金融政策正常化に対する期待から急速にドル高が進んだものの、期末にかけては米国における新政権の政策運営に不透明感が漂い、ドルの上値が重い展開となりました。

(事業の経過および成果)

本年度は、昨年4月よりスタートした新たな中長期経営計画に基づき、原点に立ち還り、次のステージへ出発する重要な年として、金融サービス業を通じて、①お客さま、②株主、③従業員、④地域の4つのステークホルダーにとって当行が“No.1”となり、当行の「めざす銀行像」である「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」へ向かって、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めてまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金は、期中81億61百万円増加し、期末残高は1兆159億63百万円となりました。

貸出金につきましては、県内中小企業の資金需要が低迷したことから、期中80億37百万円減少して、期末残高は5,854億45百万円となりました。

有価証券につきましては、期中204億31百万円減少して期末残高は3,901億71百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億32百万ドルとなりました。

損益面につきましては、貸出金利息収入および有価証券利息配当金が減少したこと等により、21億23百万円の当期純利益となりました。

○店舗等

店舗等につきましては、建物の老朽化に伴い、本年3月に駒ヶ根支店の建替えを実施するとともに、軽井沢町役場へ新たに店舗外ATMを設置いたしました。引き続き、戦略的かつ効果的な店舗施策に取り組んでまいります。

○業務・商品・サービス等

当行は、地域活性化に向けた取組みとして、県内自治体等との連携を強化しており、当年度は、飯島町、中川村および駒ヶ根市と地方創生に向けた連携協定を締結いたしました。また、新たに祝日となった「山の日」を記念して、8月に松本市上高地と松本市内において開催された第1回「山の日」記念全国大会への協力の一環として、実行委員会事務局へ行員1名を派遣しました。上高地は、登山者の聖地であり、多くの人々に愛されている我々長野県民の宝であります。「山の日」制定の趣旨である「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という言葉とともに、上高地の素晴らしさが日本国内のみならず海外にも伝わった式典であり、今後の長野県内の観光振興につながる大きな機会となりました。

また、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」第6弾を実施いたしました。夏期のキャンペーンとして第1弾（平成23年度）の実施以来、これまでの寄付先は、累計で70か所となり、県内各地の方々からの反響も大きく、寄付を行った各施設からは、感謝の意とともに、寄付金を有効活用した旨のご報告をいただいております。

続いて、スポーツ振興を通じた地域貢献活動の取組みとして、引き続き、当行の本店所在地である松本市を本拠地とするJリーグ加盟クラブ「松本山雅FC」を応援するため、ユニフォームスポンサーとして契約をいたしました。松本山雅FCのこれまでの取組みは、スポーツ庁が制作した「まんがスポーツで地域活性化」にスポーツによる地域振興の12事例のひとつに取り上げられる等、中信地域をはじめ長野県全域の活性化に繋がっており、今後も「松本山雅FC」に対するサポート活動を行ってまいります。また、木曽郡上松町出身である御嶽海関の大相撲一月、七月場所の取組みへの懸賞旗掲出や、大田市出身でリオデジャネイロオリンピックバドミントン女子シングルス代表として見事銅メダルを獲得した奥原希望選手への激励金および応援用スティックバルーンの贈呈、そして3年後の2020年に開催されます東京オリンピックのサーフィン女子競技でのメダル獲得をめざす、諏訪市出身の北沢麗奈選手に対して活動資金を贈呈する等、県内出身アスリートへの応援も積極的に行いました。

お客さまの利便性向上への取組みとして、近年のＩＴ分野の技術革新やスマートフォンの普及を背景に、９月にスマートフォンアプリ「長野銀行口座開設アプリ」、１０月にフリーローン「プラチナリベロ(Ｗｅｂ完結型)」の取扱いを開始、また、個人・法人向けインターネットバンキングにおける当行本支店間の「即時振込・振替」の可能な時間を、平日時間外や休日まで拡大いたしました。今後も、お客さまのニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供を行い、利便性の一層の向上を図るため、非対面サービスの拡充を行っていききたいと考えております。

昨年１２月には、株式会社マネーフォワードがインターネット上で運営する、自動家計簿・資産管理サービス「マネーフォワード」に当行オフィシャルアカウントを開設いたしました。

また、本年１月にクラウドファンディングサイト「Makuake（マクアケ）」を提供する株式会社サイバーエージェント・クラウドファンディングとビジネスマッチングサービス契約を締結いたしました。本提携は、「Makuake」を活用して不特定多数の個人からインターネットを通じて広く小口資金を募ることにより、創業期等におけるお客さまの新商品の開発、新サービス開始等の事業機会の創出、新たな資金調達手法の提供等を通じて、地域経済の活性化をサポートすることを目的としております。

○その他

株主の皆さまに対しましては、日頃のご支援にお応えするため、また、当行株式への投資魅力を高め、多くの皆さまに当行株式を長期保有していただくことを目的として、本年度も「株主優遇定期預金」をお取扱いしております。

○当行グループの経営成績

当行および子会社２社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益２２８億９３百万円、親会社株主に帰属する当期純利益２２億３９百万円となりました。

（当行が対処すべき課題）

当行は、業務の公共性を十分に認識し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に取り組んでまいりましたが、平成２８年８月、元行員がお客さまになりすまして不正にカードローンを利用していた不祥事件が発覚いたしました。このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて、全役職員が一丸となり内部管理態勢およびコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

また、当行を取り巻く環境は、足許においては、他行との競合やマイナス金利政策の継続に伴う貸出金利の一層の低下、市場金利の低位安定により日々厳しさを増しております。一方で中長期的な視点においては、地域の人口減少に伴う消費減少社会の到来および生産年齢人口の制約から社会・経済構造が大きく変化し、地域経済の活力低下が懸念される状況にあります。

このような状況の中、地域のお客さまとともに当行が成長していくため、「事業性評価」に基づき中小企業のお取引先の事業内容や成長可能性を適切に評価し、本業支援およびコンサルティング機能を発揮することにより、お客さまとの「共通価値の創造」に努めてまいります。また、その実施状況につきましては、当行の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる指標である「金融仲介機能のベンチマーク」により、適切に自己

評価を行い、定期的に公表してまいります。

一方、金融業界に大きな変革を迫っている「F i n T e c h」に対して迅速かつ的確に対応するため、インターネット等を活用した非対面チャネルの機能充実を図っていくとともに、お客さまと営業店窓口、営業担当者との接点である既存の対面チャネルにつきましては、顧客満足度を高めたワンストップの金融サービスを提供するため「人づくり」による人材の育成を強化してまいります。

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、めざす銀行像である「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」の実現に向けて、様々なステークホルダーに対し、コミュニケーションを深め、強固な関係を構築する「深化」、真の価値を提供する「真価」、共に成長し高みをめざす「進化」、この3つのシンカを地道に継続し、長野銀行ブランドの向上と経営基盤の確立に努めてまいります。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	10,080	10,205	10,078	10,159
	定期性預金	6,903	7,072	6,851	6,718
	その他	3,177	3,132	3,226	3,441
貸	出金	5,943	6,030	5,934	5,854
	個人向け	1,970	2,005	2,042	2,014
	中小企業向け	2,405	2,387	2,275	2,196
	その他	1,567	1,637	1,616	1,642
商品有価証券		0	－	－	－
有	価証券	4,204	4,243	4,106	3,901
	国債	1,416	1,229	1,201	870
	その他	2,787	3,014	2,904	3,031
総資産		10,799	11,039	10,907	10,864
内国為替取扱高		26,851	27,320	26,437	24,170
外国為替取扱高		百万ドル 163	百万ドル 160	百万ドル 145	百万ドル 132
経常利益		百万円 3,632	百万円 2,511	百万円 3,307	百万円 3,278
当期純利益		百万円 1,977	百万円 2,588	百万円 2,245	百万円 2,123
1株当たり当期純利益		21円98銭	28円79銭	24円98銭	237円15銭

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

3 平成28年10月1日付で10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	689人	678人
平 均 年 齢	38年3月	38年3月
平 均 勤 続 年 数	15年1月	15年2月
平 均 給 与 月 額	361千円	356千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	店 53 うち出張所 (2)	店 53 うち出張所 (2)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
合 計	54 (2)	54 (2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を53か所（前年度末52か所）設置しております。

□ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
・佐久支店軽井沢町役場出張所（店舗外ＡＴＭ）
2 当年度においては、店舗外現金自動設備の廃止または休止は該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	766
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の建替（駒ヶ根支店）	264
事務機器（ＡＴＭ、オープン出納機等）	197
ソフトウェア（口座開設アプリ等）	167

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	平成2年7月2日	30	95.00	
株式会社ながざんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	昭和55年1月12日	34	75.42	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社2社であります。

当年度の連結経常収益は228億93百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は22億39百万円となりました。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

(イ) 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ロ) 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合133組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ハ) 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。

(ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職
中 條 功	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
大 槻 伸 夫	常務取締役 （融資統括部担当）	
岩 垂 博	常務取締役（総合企画部長） （総合企画部、総務部、人事部担当）	
清 水 秋 雄	常務取締役（長野営業部長）	
丸 山 佳 成	常務取締役（営業統括部長） （営業統括部担当）	
西 澤 仁 志	常務取締役（証券国際部長） （証券国際部、事務部担当）	
窪 田 克 彦	取 締 役（融資統括部長）	
内 川 博 文	取 締 役（本店営業部長）	
内 川 小 百 合	取 締 役（社外）	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者
二 木 馨 三	取 締 役（社外）	サンリン株式会社相談役
中 島 一 志	常勤監査役	
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長
降 旗 征 一 郎	監 査 役（社外）	キッセイ薬品工業株式会社相談役

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏および二木馨三氏ならびに社外監査役神戸美佳氏、轟速人氏および降旗征一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10人	224 (66)
監 査 役	5人	23 (－)
計	15人	248 (66)

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

3 支給人数には、平成28年6月24日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任しました監査役1名を含んでおります。

4 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は22百万円であります。

5 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額33百万円と株式報酬型ストックオプション報酬額(平成28年4月から6月分)および役員等株式給付信託(BBT)報酬額(平成28年7月から平成29年3月分)33百万円を含めております。

6 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬(社外取締役は除く)、ストックオプション報酬(社外取締役は除く)、株式給付信託(BBT)(社外取締役は除く)の4つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。なお、平成28年6月24日開催の当行第57期定時株主総会において第6号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件」が決議され、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を採用することとし併せて株式報酬型ストックオプション制度を廃止いたしました。

取締役の確定金額報酬は年額180百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準とした具体的な算定方法(最大金額50百万円以内)により支給すること、業績連動型株式報酬「株式給付信託(BBT)」につきまして取締役に付与されたポイント数に相当する当行株式を取締役退任後に給付することが株主総会で定められております。

監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、年額30百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社外取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木 馨三	
常勤監査役 中島 一志	会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 神戸 美佳	
社外監査役 轟 速人	
社外監査役 降旗 征一郎	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 内川小百合	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 内川小百合氏ならびに丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。
取締役 二木 馨三	サンリン株式会社相談役 二木馨三氏と当行との間には、預金等の取引があります。サンリン株式会社と当行との間には、融資等の取引があります。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 降旗征一郎	キッセイ薬品工業株式会社相談役 降旗征一郎氏と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行との間には預金等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	3年9か月	平成29年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席	主に経験豊富な学校教育者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
取締役 二木 馨三	1年9か月	平成29年3月期の出席状況 取締役会15回開催14回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
監査役 神戸 美佳	5年9か月	平成29年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席 監査役会13回開催13回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	3年9か月	平成29年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席 監査役会13回開催13回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 降旗征一郎	0年9か月	平成28年6月就任以降の出席状況 取締役会12回開催12回出席 監査役会10回開催10回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀 行 か ら の 報 酬 等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	15(－)	－

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

3 支給人数には、平成28年6月24日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任しました社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株
		A種優先株式 10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,258千株

- (注) 1 平成28年6月24日開催の第57期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で、10株を1株とする株式併合に関する定款変更を行いました。
- 2 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3千万株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。
- 3 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 4 転換社債型新株予約権付社債の株式への転換により、当年度において発行済株式の総数が1千株増加しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,708名
-------------	------	--------

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	554千株	6.15%
長野銀行職員持株会	478	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	309	3.43
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	223	2.48
株式会社栃木銀行	166	1.84
キッセイ薬品工業株式会社	166	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	119	1.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	102	1.13
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	102	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	100	1.11

- (注) 1 平成28年6月24日開催の第57期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で、10株を1株とする株式併合に関する定款変更を行いました。
- 2 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
- 3 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
- 4 当行は、平成29年3月31日現在、自己株式249千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

(4) **その他株式に関する重要な事項**

自己株式取得状況（自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付）

平成29年2月27日開催の取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数 普通株式 24千株

取得価額の総額 48百万円

取得した日 平成29年3月3日

(注) 1 平成28年6月24日開催の第57期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で、10株を1株とする株式併合に関する定款変更を行いました。

2 取得した株式数は千株未満を、取得価額の総額は百万円未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第1回新株予約権 (2) 新株予約権の数 27個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 2,700株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成21年7月31日から平成46年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 第2回新株予約権 (2) 新株予約権の数 83個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 8,300株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成47年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第3回新株予約権 (2) 新株予約権の数 82個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 8,200株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成48年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 新株予約権の数 142個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 14,200株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日 (5) 権利行使価額 (1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 新株予約権の数 119個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 11,900株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日 (5) 権利行使価額 (1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 新株予約権の数 127個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 12,700株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成51年7月30日 (5) 権利行使価額 (1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 137個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 13,700株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日 (5) 権利行使価額 (1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	8名
監査役	—	—

(注) 平成28年10月1日付で実施しました10株を1株とする株式併合に伴い、上記「(3) 目的となる株式の種類および数」の株式数および「(5) 権利行使価額 (1株当たり)」の金額が変更となっております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他

平成26年3月18日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

取締役会決議の日	平成26年2月27日
新株予約権付社債の残高	2,965百万円
新株予約権の数	2,965個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注)	1,512,755株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,960円
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成33年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,960円 資本組入額 980円

(注) 社債の残高を当初の転換価格 (1,960円) で除して得られた最大整数で表示しております。なお、平成28年10月1日付で当行株式10株を1株とする株式併合を行いましたことから、1株当たりの払込金額が当初の196円から1,960円に変更となっております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員 富田 哲也	41	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円であります。

5 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分内容の概要

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

(3) 処分の理由

イ 社員の過失による虚偽証明

ロ 監査法人の運営が著しく不当

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、平成18年5月24日付取締役会において、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、効率的で適法な企業体制を整備していくこととしております（平成28年3月28日付取締役会で一部改正）。当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

なお、〔運用状況〕は、平成28年4月1日以降の主な運用状況となります。

- (1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
 - イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを、長期経営計画に基本方針として掲げています。
 - ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施しています。
 - ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者を総務部担当役員、統括部署を総務部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各部門に、担当責任者および担当管理者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備しています。
 - ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。
 - ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画しています。
 - ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
 - ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
 - チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
 - リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
 - ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。

〔運用状況〕

当行は、コンプライアンス態勢について、半期毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング（２回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況などについてコンプライアンス委員会（１１回）で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。

また、代表取締役頭取および役付取締役は、定例取締役会１４回、臨時取締役会１回、取締役会の権限委譲による決定機関として設置する常務会（６６回）、コンプライアンス委員会（１４回）、役員協議会（５５回）、ＡＬＭ委員会（４４回）、オペレーショナル・リスク委員会（２０回）、営業推進協議会（２３回）、信用リスク委員会（６０回）に出席し、職務執行の意思決定に参画しました。

- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理しています。

ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備しています。

〔運用状況〕

当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、方針および諸規程に基づき適切に管理しました。

- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、「リスク管理の徹底に努め、財務体質の強化を図る。」ことを、中期経営計画および年度ごとの経営方針に、基本方針として掲げています。この基本方針および「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施しています。

ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告しています。

ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めています。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べることができる態勢となっています。

ニ 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。

[運用状況]

当行は、「リスク管理規程」等に基づき、各リスク管理状況についてＡＬＭ委員会（４４回）、オペレーショナル・リスク委員会（２０回）、信用リスク委員会（６０回）へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告しました。

- (４) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、３年ごとの中期経営計画において、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くす。」という経営理念のもとに、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底しています。

ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、半期ごとに定期的に取締役会へ報告しています。

ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。

[運用状況]

当行は、長期経営計画に基づく目標数値について、業務実績を取締役会へ報告（２回）しました。また、取締役は、取締役会規程に基づき、効率的に職務を遂行しました。

- (５) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社等を管理する体制としています。

ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置しています。

ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社等についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告しています。

ニ コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社等から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催しています。

ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告しています。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けています。

ヘ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。

(イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、中期経営計画および年度ごとの経営方針に、リスク管理強化を基本方針として掲げています。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、取締役会で決議した上で実施しています。

(ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、㈱ながざんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード㈱は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理しています。

ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

(イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、各業務部門が定期的に取り締役会へ報告しています。

(ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取り締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。

チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

(イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として中期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げています。

(ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備しています。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。

(ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備しています。

(ニ) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。

(ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。

(ヘ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。

(ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。

〔運用状況〕

子会社は、その取締役の職務の遂行状況について、当行役員が出席する取締役会を(株)ながざんリースが10回、長野カード(株)が8回開催し、報告を行ったほか、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により報告を行いました。

また、子会社は、コンプライアンス態勢について、当行とコンプライアンス連絡会（４回）を行うとともに、コンプライアンス研修会（１回）、コンプライアンス理解度テスト（４回）を実施し、コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底を行ったほか、リスク管理体制について、経営方針や各種マニュアルに基づき、適切な管理を行いました。

- (6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応しています。

〔運用状況〕

当行は、監査役の職務を補助するための使用人について、「本部事務分掌規程」において、総務部を事務局と定めており、主に定例監査役会開催時の監査役会の運営の補助を行っていますが、通常の補助以外に監査役からの要請はありませんでした。

- (7) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしています。

〔運用状況〕

当行は、「監査役監査規程」に基づき、使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めました。

- (8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人が、監査役の職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させています。

〔運用状況〕

当行は、使用人が監査役の職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させて、使用人に対する実効性の確保に努めました。

- (9) 当行は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告しています。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としています。

ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしています。

ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果を、コンプライアンス統括部門である総務部コンプライアンス室および顧客サポート等管理部門である営業統括部は営業店に対する苦情等について、各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告しています。

二 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしています。

ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による期ごとの各部店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告しています。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしています。

〔運用状況〕

当行は、定例監査役会を13回開催いたしました。

常勤監査役は、取締役会、常務会および各委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、往査報告（12回）を常務会に報告しました。

監査部は、内部監査結果（11回）を、営業統括部は、営業店に対する苦情等について（1回）、総務部コンプライアンス室および営業統括部は、重大な苦情等の内容と対応について（1回）を取締役会へ報告しました。

- (10) 当行は、前号の報告をした者が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備しています。

当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしています。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしています。

〔運用状況〕

当行は、内部通報規程に基づき、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執るよう努めました。

- (11) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしています。

〔運用状況〕

当行は、監査役の職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上を行いました。なお、緊急または臨時に支出した費用はありませんでした。

- (12) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めています。

ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議しています。

ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施しています。

二 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。

[運用状況]

当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役3名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役頭取、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的に開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第58期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け 金	37,090	預 金		1,015,963
現 預 金		12,143	当 座 預 金		32,835
		24,947	普 通 預 金		286,206
コ ー ル 口 ー ン		65,000	貯 蓄 預 金		12,522
有 価 証 券		390,171	通 知 預 金		10,918
国 債		87,060	定 期 預 金		665,254
地 方 債		69,438	定 期 預 積 金		6,577
社 債		111,588	そ の 他 の 預 金		1,649
株 式 債		17,612	借 入 金		1,294
そ の 他 の 証 券		104,471	新 株 予 約 権 付 社 債		2,965
貸 出 金		585,445	そ の 他 の 負 債		6,526
割 引 手 形 付		4,432	未 払 法 人 税		719
手 証 書 貸 付		36,140	未 前 払 費 収 用 益		676
当 座 貸 付 越 越		495,773	前 従 業 員 補 預 備 金		269
外 国 為 替		49,098	給 付 一 ス 債 務		229
外 国 他 店 預 け		790	賞 退 職 給 付 引 当 金		0
取 立 外 国 為 替		746	役 員 株 式 給 付 引 当 金		1,385
そ の 他 の 資 産		43	偶 発 損 失 引 当 金		109
前 払 費 収 用 益		3,200	繰 上 償 還 金		3,136
未 収 収 入		50	支 払 税 金 承 合 計		424
金 融 派 生 商 品		1,016	有 価 証 券 評 価 差 額 金		385
そ の 他 の 資 産		0	純 資 産 の 部		25
有 形 固 定 資 産		2,133	資 本 剰 余 金		110
建 物		10,691	資 本 剰 余 金		211
土 地		2,881	利 益 剰 余 金		3,621
リ ー ス 資 産		1,322	利 益 剰 余 金		1,389
建 設 仮 勘 定 資 産		6,005	利 益 剰 余 金		1,032,918
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		10	利 益 剰 余 金		13,017
無 形 固 定 資 産		470	利 益 剰 余 金		9,681
ソ フ ト ウ ェ ア		990	利 益 剰 余 金		9,681
リ ー ス 資 産		731	利 益 剰 余 金		20,039
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		36	利 益 剰 余 金		3,426
前 払 年 金 費 用		223	利 益 剰 余 金		16,613
支 払 承 諾 見 返		607	利 益 剰 余 金		5,997
貸 倒 引 当 金		1,389	利 益 剰 余 金		10,615
資 産 の 部 合 計		△ 8,902	自 己 株 式 合 計		△ 845
		1,086,474	株 主 資 本 合 計		41,891
			そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		11,538
			新 株 予 約 金		11,538
			純 資 産 の 部 合 計		126
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		53,556
					1,086,474

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第58期（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）損益計算書

(单位:百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	37,097	預 金	1,015,322
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	65,000	借 用 金	2,433
有 価 証 券	389,143	新 株 予 約 権 付 社 債	2,965
貸 出 金	578,568	そ の 他 負 債	8,223
外 国 為 替	790	賞 与 引 当 金	437
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	11,267	退 職 給 付 に 係 る 負 債	426
そ の 他 資 産	4,843	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17
有 形 固 定 資 産	11,035	役 員 株 式 給 付 引 当 金	25
建 物	3,070	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	110
土 地	6,065	偶 発 損 失 引 当 金	211
リ ー ス 資 産	705	繰 延 税 金 負 債	3,659
建 設 仮 勘 定	10	支 払 承 諾	1,389
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,184	負 債 の 部 合 計	1,035,223
無 形 固 定 資 産	1,047	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	822	資 本 金	13,017
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	224	資 本 剰 余 金	9,722
退 職 給 付 に 係 る 資 産	753	利 益 剰 余 金	22,558
繰 延 税 金 資 産	93	自 己 株 式	△ 845
支 払 承 諾 見 返	1,389	株 主 資 本 合 計	44,452
貸 倒 引 当 金	△ 9,222	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,538
資 産 の 部 合 計	1,091,807	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	88
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,626
		新 株 予 約 権	126
		非 支 配 株 主 持 分	379
		純 資 産 の 部 合 計	56,584
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,091,807

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,893
資 金 運 用 収 益	14,074	
貸 出 金 利 息	9,391	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,637	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	4	
預 け 金 利 息	39	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	1,071	
そ の 他 業 務 収 益	6,773	
そ の 他 経 常 収 益	974	
償 却 債 権 取 立 益	19	
そ の 他 の 経 常 収 益	955	
経 常 費 用		19,433
資 金 調 達 費 用	747	
預 金 利 息	591	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 0	
借 用 金 利 息	32	
社 債 利 息	68	
そ の 他 の 支 払 利 息	55	
役 務 取 引 等 費 用	1,491	
そ の 他 業 務 費 用	4,756	
営 業 経 常 費 用	11,700	
そ の 他 経 常 費 用	737	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	421	
そ の 他 の 経 常 費 用	316	
経 常 利 益		3,460
特 別 損 失		300
固 定 資 産 処 分 損 失	15	
減 損 損 失	284	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,159
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,044	
法 人 税 等 調 整 額	△ 146	
法 人 税 等 合 計		897
当 期 純 利 益		2,262
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		22
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,239

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 長 野 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富 田 哲 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 長野銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富田 哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

- 2 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社	長	野	銀	行	監査役会		
	常勤監査役	中	島	一	志	Ⓔ	
	社外監査役	神	戸	美	佳	Ⓔ	
	社外監査役	轟		速	人	Ⓔ	
	社外監査役	降	旗	征	一郎	Ⓔ	
					以上		

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 議決権行使書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は**平成29年6月23日（金曜日）午後5時**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

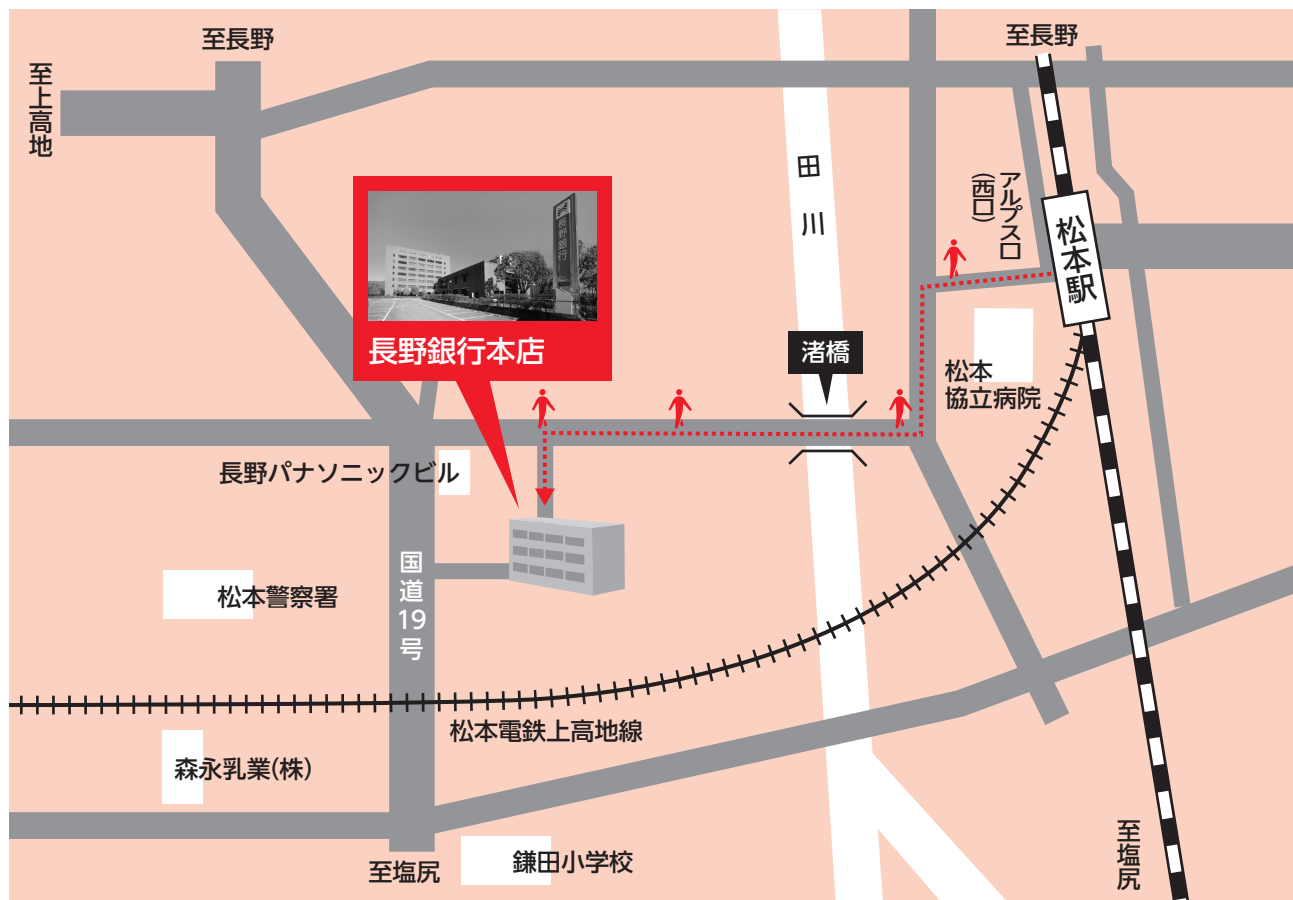
ご不明な点は、当行株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524（平日 9：00～21：00）**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324（平日 9：00～17：00）**

以上

株主総会会場ご案内図

当行本店 2階大会議室



交通の
ご案内

JR・松本電鉄
松本駅
アルプス口(西口)



徒歩で 約**15分**



タクシー・車で 約**10分**

会場

長野銀行本店

2階 大会議室